

金融商品取引法改正に係る説明資料

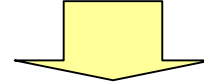
平成22年2月25日
金 融 庁

目 次

I. 清算機関等	
1. 清算機関の利用義務付け(清算集中)	2
(参考)店頭デリバティブ取引の例	4
2. 清算関連の基盤整備に係る諸制度	5
3. 店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告義務の導入	6
(参考)金融・世界経済に関する首脳会合(G20サミット)声明(抄)	7
II. 証券会社の連結規制・監督等	8
III. 保険会社の連結財務規制	10
IV. 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備	11
V. 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備	12
VI. 施行スケジュール	13

清算機関の利用義務付け(清算集中)①—清算集中の意義—

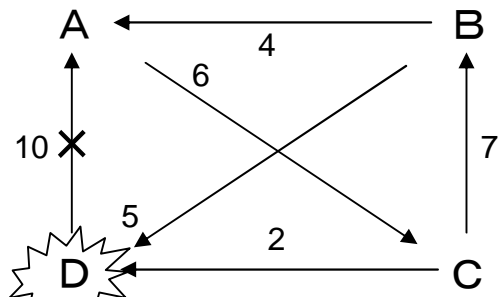
相対の店頭デリバティブ取引における取引相手方の破綻⇒市場全体へのリスクの波及を招くおそれ



一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用を義務付けることにより、

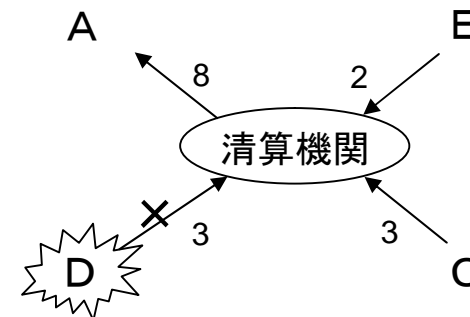
- ① 各取引者の債権債務額(リスク量)を、相殺により縮減
- ② 取引相手方の破綻による市場全体へのリスクの波及を防止

<集中されない清算関係>



D社(デリバティブの売り手)が破綻した場合、デリバティブの買い手であるA社が取引を続けるためには、新たに売り手を探す必要
⇒ デリバティブ市場の流動性 枯渇・混乱

<集中された清算関係>



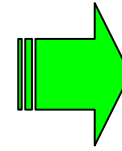
D社が破綻した場合でも、A、B、C社は清算機関との間でデリバティブ取引を続けることができ、清算機関のみが新たにデリバティブを買う必要
⇒ デリバティブ市場への影響を 最小化

(注) 清算集中義務の対象としては、取引規模の大きい金融機関同士が行った取引を想定。

清算機関の利用義務付け(清算集中)②—清算集中の対象取引と集中機関—

- 我が国における取引規模が多額で、清算集中による決済リスクの減少が我が国市場の安定に必要と考えられる一定の取引

(現状、円金利スワップのプレーンバニラ型を想定)

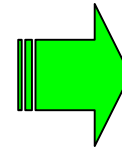


取引関係が国際的に構築されている実態等を踏まえ、以下のいずれかに清算集中

- ・国内清算機関
- ・国内清算機関と外国清算機関の連携による方式
- ・外国清算機関

- 清算要件が我が国での企業の破綻要件と密接に関連している取引等

(当面は、CDSの指標取引のうちiTraxx Japanを想定)



国内清算機関に清算集中

※ CDSについては、『破綻』に該当するか(クレジット・イベントの認定)に関し、我が国の倒産法制に則した判断がなされる等、我が国の実情に照らした扱いが必要

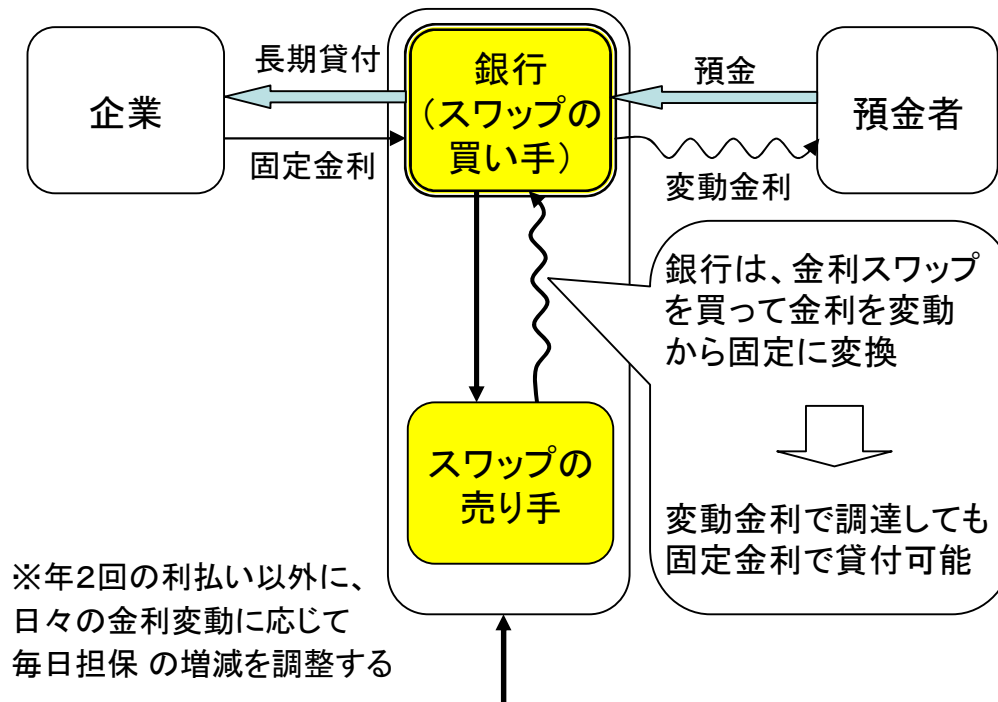
⇒ 取引当事者間で国際的に採用されている、クレジット・イベントの認定に係る実務慣行を尊重しつつ、『破綻』に該当するかの認定に対して、国内清算機関が、適切に関与するとともに、契約当事者として必要な主張を行うことができることとする必要

⇒ 国内清算機関に清算を集中

(参考) 海外のCDS清算機関では、市場関係者間で認定が行われない等の場合の認定は、当該機関の規則上、当該機関が行うこととされている。

(参考)店頭デリバティブ取引の例

金利スワップ (一定の期間、異なる金利を交換する取引)



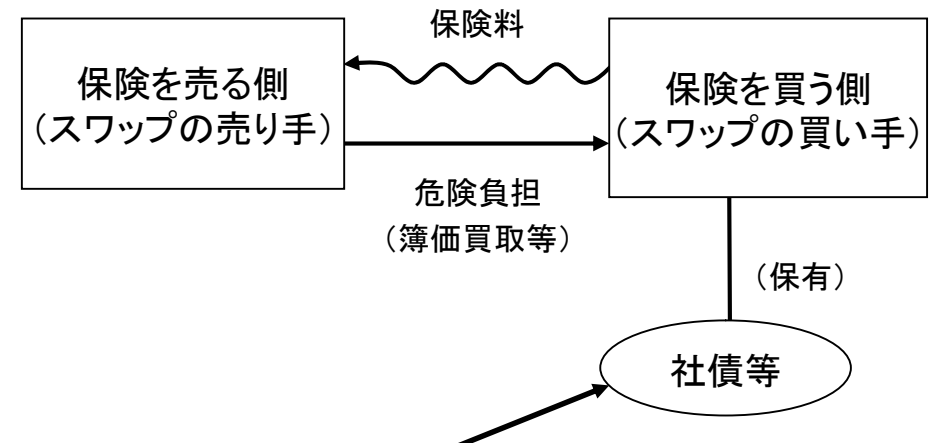
※ プレーンバニラ型

:一定の期間、固定金利の支払いと、変動金利(6か月LIBORを用いることが一般的)の支払いを交換する取引

(注)LIBOR:ロンドン市場における銀行間の短期資金調達時の金利指標

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS) (社債等発行企業の破綻(クレジット・イベントの発生)時における社債保有者の危険負担)

社債等発行企業が『破綻(クレジット・イベントの発生)』した際、保険の売り手が、社債等の簿価買取等により清算し、社債保有者(保険の買い手)の危険を負担する



※ iTraxx Japan

:日本企業のうちCDS取引量の多い50社が破綻した場合に、当該企業の社債等の保有者の危険に対する保険としての取引

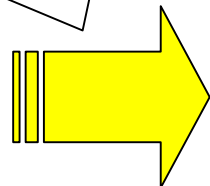
清算関連の基盤整備に係る諸制度

国内清算機関の基盤強化

[現状]

清算機関について、主要株主規制・最低資本金規制は規定されていない。

金融システム上、危機の伝播を遮断する役割を担うインフラとしての重要性



[改正案]

- ・ 主要株主規制(20%以上の議決権を保有する者に対する認可制)の導入
- ・ 最低資本金規制の導入

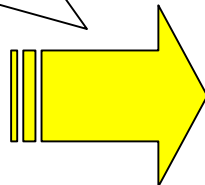
外国清算機関のリンク参加・直接参加

[現状]

金融商品取引の清算業務は国内清算機関のみ可能。

外国の清算機関が我が国の金融機関を相手に清算業務を行うことはできない。

我が国金融機関において、取引関係が国際的に構築されている実態



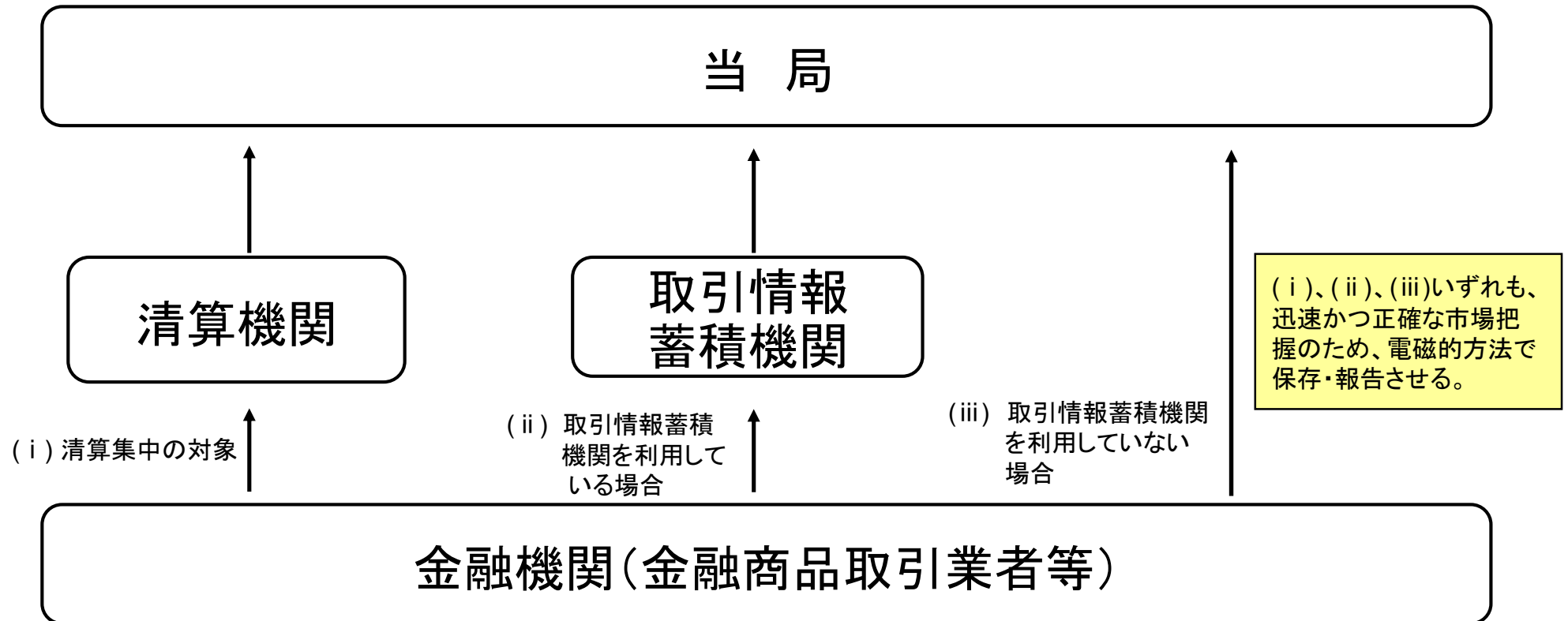
[改正案] 下記の制度を整備。

- 国内清算機関と外国清算機関の連携方式による清算については、国内と外国の間で、
 - ・ 我が国市場の動態を適格に反映できる時間帯において、適正かつ確実に業務を遂行することができる体制の整備
 - ・ 外国の当局の適切な監督下にあることとの要件を備えるものを認可する枠組みとする。
- 外国清算機関については、上記と同様の要件の下、国内清算機関と同様の制度(免許制)とする。

清算における債務引受けの概念の実質化等

- ・ 現行の「債務引受け」に加え、「更改その他の方法」を明記。
- ・ 我が国の市場に与える影響が軽微な一定の種類の取引に係る適用除外を設ける。(米国内の企業に係るCDSについて米国が米国内での清算集中を義務付けた場合等を想定。)

店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告義務の導入



- ① 清算集中の対象となる取引は、清算機関が取引情報を保存し、当局へ報告。
- ② 取引情報蓄積機関の指定制度を創設。
 - ・ 国内の指定取引情報蓄積機関: 申請を受けて指定
 - ・ 外国の指定取引情報蓄積機関: 各国監督当局による協調的な監督の枠組みなどの国際的な合意の下で、我が国当局に対する報告等を確保できていることを前提に告示指定
- ③ 金融商品取引業者等は、自ら取引情報を保存、当局へ報告するか、取引情報蓄積機関を利用して保存、当局へ報告するかを選択できる。
- ④ 国内の指定取引情報蓄積機関には、取引情報の保存、当局への提供を義務付け。

(注)外国の指定取引情報蓄積機関に関しては、各機関の監督当局間における国際的な情報交換の枠組みを構築中。

(参考) 金融・世界経済に関する首脳会合(G20サミット)声明(抄)

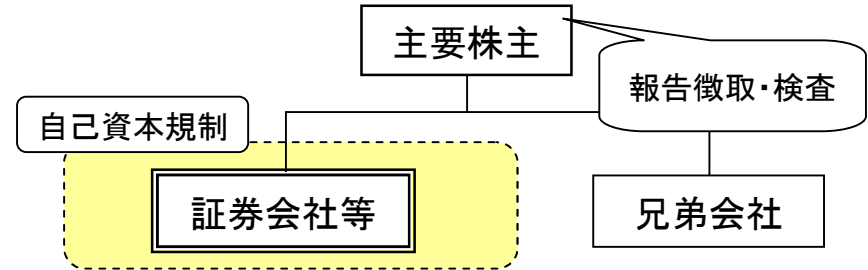
G20ピッツバーグ・サミット首脳声明(2009.9.24-25)

●店頭デリバティブ市場の改善:遅くとも2012年末までに、標準化されたすべての店頭(OTC)デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。中央清算機関を通じて決済がされない契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべきである。我々は、FSBとその関連メンバーに対して、実施状況及びデリバティブ市場の透明性を改善し、システミック・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき、定期的に評価することを要請する。

証券会社の連結規制・監督等

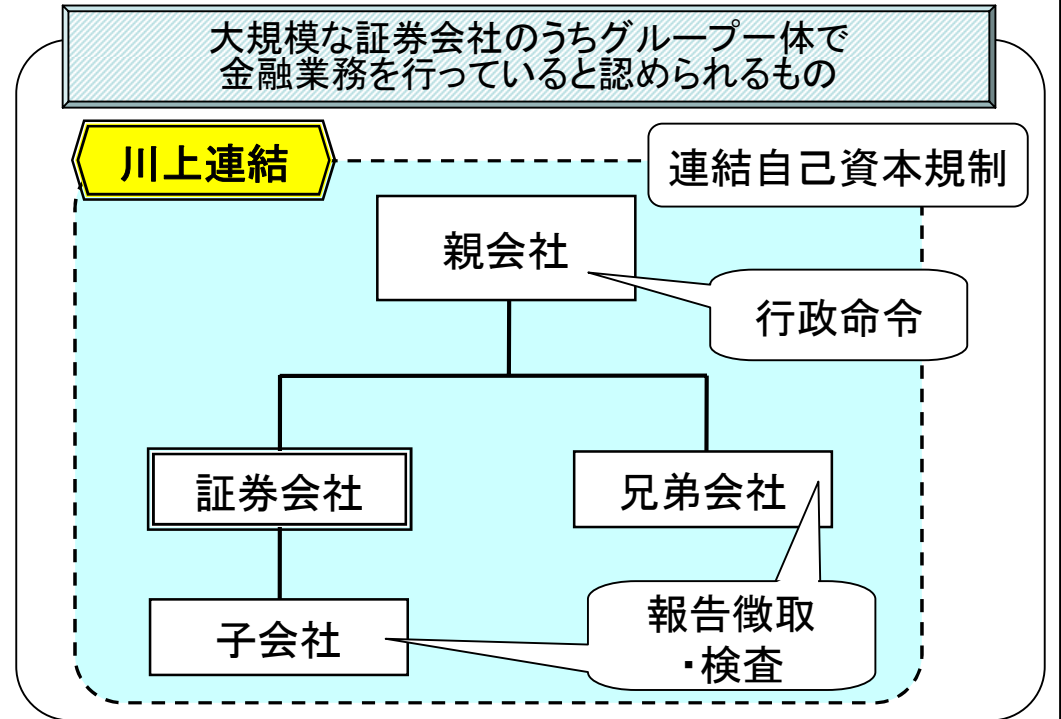
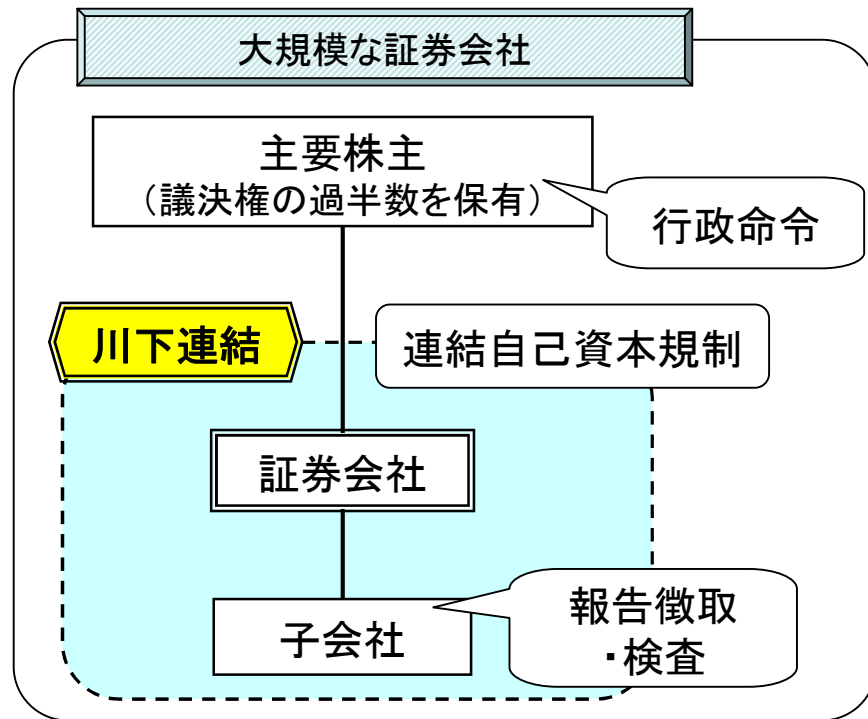
現状

- 証券会社等自身(単体)に対する規制・監督が原則
 - ・単体ベースの自己資本規制
 - ・主要株主に対する報告徴取・検査



証券会社の連結規制・監督の導入

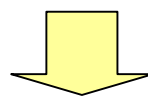
- 大規模な証券会社に対して、グループの状況に応じたグループ・ベースの規制・監督の枠組みを導入



証券会社の連結規制・監督等(対象等)

主要株主規制の強化

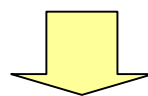
- 主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対して、証券会社等(第一種金融商品取引業者・投資運用業者)の適切な業務運営確保のため必要な措置を求める権限を導入
- 〔○ 自己資本規制は、従来どおり単体ベース(投資運用業者は対象外)〕



〔一定以上の総資産を有する場合〕

川下連結等

- ① 連結自己資本規制、子会社への報告徴取・検査等の導入
- ② 証券会社に対し、グループ全体の状況のモニタリングのため、自らが属するグループ全体の財務状況等の報告を求める。



〔②の報告に基づき、グループ一体で金融業務を行っていると思われる場合〕

川上連結

- グループ全体に係る連結自己資本規制、グループ会社(親会社、兄弟会社)への報告徴取・検査等の導入

ただし、次に該当すると当局が判断する場合は、川上連結は適用せず、引き続き、証券会社を通じたグループのモニタリング(②)を実施

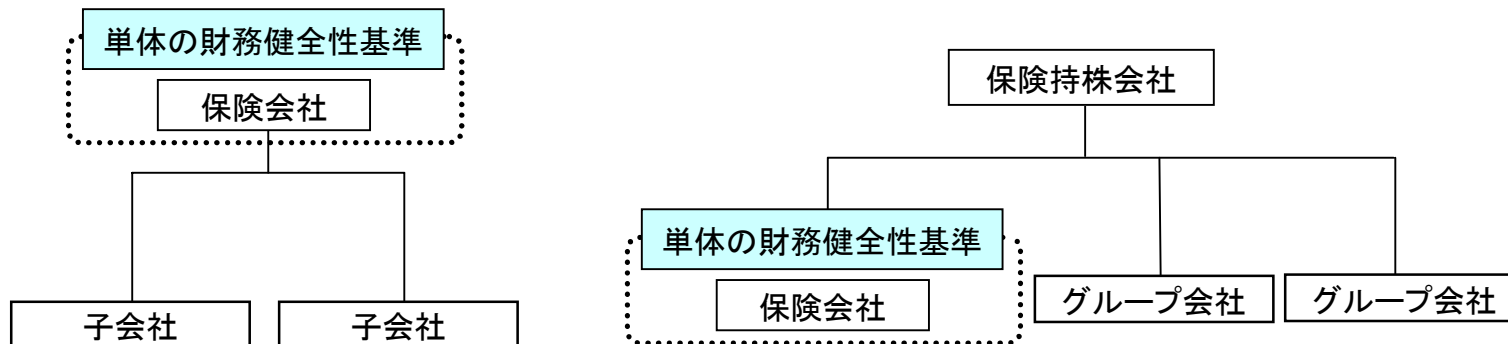
- 他業法によるグループ全体の連結規制・監督が適切に行われている場合
- 外国当局により、証券会社を含むグループ全体の健全性を確保するための規制・監督が適切に行われている場合

保険会社の連結財務規制

現 状

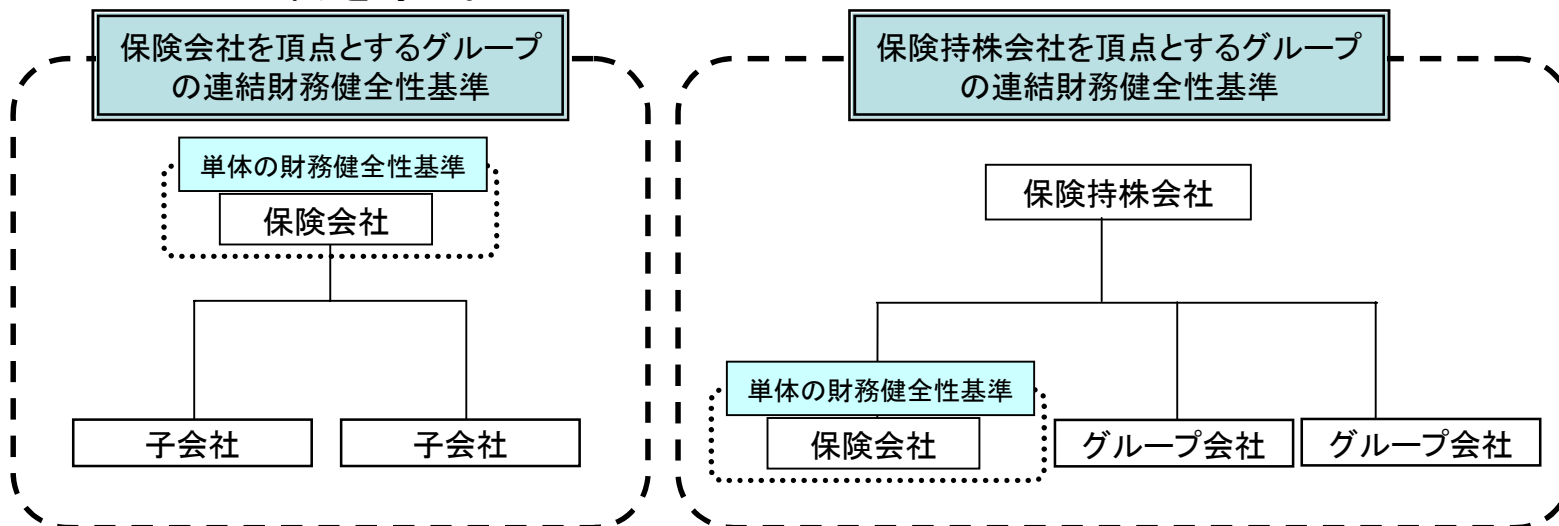
○ 財務健全性基準(ソルベンシー・マージン基準)は保険会社単体のみ。

※監督上の措置(行政命令、報告徴求・検査)はグループ・ベースで導入済み。



連結財務健全性基準の導入

○ 保険会社または保険持株会社を頂点とする全てのグループを対象として、連結財務健全性基準(連結ソルベンシー・マージン基準)を導入。



金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

現状

- 現行法上、当局は、一部の金融商品取引業者(証券会社)について、破産手続開始の申立てが可能。
- 証券会社以外の金融商品取引業者(第二種金融商品取引業者や投資運用業者等)については、当局が破産手続開始の申立てをすることができない。

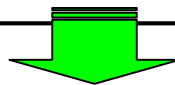
背景

○ファンドの販売業者(第二種金融商品取引業者)や運用業者(投資運用業者)において、投資者から出資を受けた資金を流用する等の詐欺的な事案が発生。

○当該業者に対し業務停止等の行政処分を行った場合も、ファンド財産が業者の管理下にあることから、

- ①更なる資金流出が起こるおそれ
- ②ファンド財産の処分が進まず、出資者等への資金返還が速やかに行われないケースも

⇒破産手続開始の決定により、裁判所の監督の下、ファンド財産を破産管財人の管理下に置くことが有効であるが、現行制度上は、破産手続開始の申立てが自己・債権者に限られ、当局は自己破産の懲罰等の対応しかできない。



対応

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大。

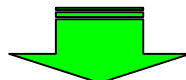
信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備

現状及び背景

<信託業の免許・登録の取消し等の場合>

現行① 受託者の解任については、当局の申立てにより裁判所が行うことが可能。

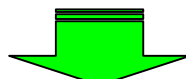
現行② 一方、新受託者の選任等については、利害関係人等のみが申立権を保有。(当局の申立権なし。)



<問題点>

○ 信託業の免許・登録の取消し等を受けた受託者は、人的資産の散逸や関係企業との取引停止等により、時間経過に伴い財産管理能力が低下していくことが想定される。→速やかに新受託者を選任する必要。

○ 新受託者の選任等を利害関係人等のみの判断に委ねていると、選任に時間を要し、信託財産の適切な管理が困難となるおそれ。



対応

信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者の選任等について、当局による申立てが可能となるよう制度整備を行う。

当局の申立権の有無

	受託者		信託財産管理者	
	受託者の解任	新受託者の選任	管理者の解任	管理者の選任
現 行		×	×	×
改正後				

※「信託財産管理者」とは、新受託者が選任されるまでの間、信託財産の管理を行う者をいう。

施行スケジュール案

